

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁組織犯罪対策部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁組一発第25号
令和6年1月22日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策第一課長

国の行政機関が行う公共事業等からの暴力団排除の推進について（通達）

国の行政機関が行う公共事業等からの暴力団排除については、「国の行政機関が行う公共事業等からの暴力団排除の推進について（通達）」（令和5年4月3日付け警察庁丁組一発第181号。以下「旧通達」という。）により、同通達別表記載の合意書に基づき運用されているところ、この度、「法務省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書」（平成20年3月3日付け警察庁丁暴発第33号、法務省施第292号）については、別添6に改正したことに伴い、本通達別表記載の合意書に基づき運用することとするので、各都道府県警察においては事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

別 表

行政機関	合意書
内閣及び内閣府	内閣及び内閣府所管各組織等が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書（別添1）
デジタル庁	デジタル庁が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書（別添2）
復興庁	復興庁が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書（別添3）
総務省	総務省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書（別添4）
法務省	法務省の発注に係る物品・役務等契約からの暴力団排除の推進に関する合意書（別添5）
	法務省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書（別添6）
外務省	外務省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書（別添7）
財務省	財務省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書（別添8）
文部科学省	文部科学省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書（別添9）
	文部科学省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書（別添10）
厚生労働省	厚生労働省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書（別添11）
農林水産省	農林水産省発注公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書（別添12）
	農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書（別添13）
経済産業省	経済産業省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書（別添14）
国土交通省	国土交通省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書（別添15）
環境省	環境省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書（別添16）
防衛省	防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書（別添17）
	防衛省が発注する工事等からの暴力団排除に関する合意書（別添18）

別添1

内閣及び内閣府所管各組織等が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書

警察庁丁組一発第180号
閣 総 会 第 1 6 6 号
府 会 第 5 2 3 号
令 和 5 年 4 月 3 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長
宇 田 川 佳 宏

内閣官房内閣総務官室会計担当内閣参事官
由 布 和 嘉 子

内閣府大臣官房会計課長
由 布 和 嘉 子

警察庁と内閣及び内閣府は、内閣及び内閣府所管各組織等（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁及びこれらの組織の管下機関をいう。以下同じ。）が行う売買、賃貸借、請負その他の全契約（当該契約に係る下請契約、再委任契約等を含む。以下「公共事業等」という。）からの暴力団排除を徹底するため、下記のことについて合意し、令和5年4月3日から運用を開始する。

なお、平成25年12月11日付け内閣及び内閣府所管各組織等が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書（警察庁丁暴発第381号、閣総会第514号、府会第1190号）に基づく運用については、本合意書の運用開始をもって本合意書に基づく運用に改めるものとする。

記

（契約条項の定め）

第1 内閣及び内閣府所管各組織等の契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下「契約担当官等」という。）は、公共事業等

の契約において、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者（別紙1のとおり。以下「排除対象者」という。）を排除するため、暴力団排除条項（別紙2のとおり。ただし、契約の性質又は目的等により、適宜変更することができる。）を契約書に付すこととする。ただし、会計法第29条の8第1項ただし書きの規定により契約書の作成を省略する場合は、この限りでない。

（表明確約）

第2 契約担当官等は、入札に参加しようとする者又は随意契約の相手方となろうとする者（以下「入札参加者等」という。）に対し、入札説明書等において「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙3参照）を示すとともに、入札参加者等は入札書又は見積書の提出をもって誓約事項に誓約したものである旨を明らかにするものとする。ただし、誓約を要しないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合について、誓約を拒否する者があるときは、その者を入札に参加させず、又は契約を締結しないものとする。

（入札無効等の措置）

第3 契約担当官等は、入札に参加した者又は随意契約の相手方になろうとする者が虚偽の誓約をし、若しくは誓約に反することとなったときは、当該者の入札を無効とし、又は随意契約を締結しないものとする。

2 契約担当官等は、前項の措置を講じることがある旨を入札説明書等により明らかにするものとする。

（契約解除）

第4 契約担当官等は、契約の相手方が暴力団排除条項に基づく契約解除事由に該当することが判明したときは、速やかに契約解除の手続を行うものとする。

（照会手続）

第5 契約担当官等は、入札に参加しようとする者、契約の相手方になろうとする者、既に契約を締結した相手方、下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに契約の相手方、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）になろうとする者又は下請負人等について、排除対象者か否かを確認するため必要があるときは、当該契約担当官等の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、参考となる資料を添付した照会書（別記様式第1号）により照会するものとする。

(回答)

第6 暴力団対策主管課長は、第5の照会を受理したときは、速やかに調査の上、契約担当官等に対し、回答書(別記様式第2)により回答するものとする。

(通知)

第7 暴力団対策主管課長は、内閣及び内閣府所管各組織等が行う公共事業等の入札に参加しようとする者、契約の相手方になろうとする者、既に契約を締結した相手方、下請負人等になろうとする者又は下請負人等が排除対象者であると認めたときは、内閣府大臣官房会計課長に対し、通知書(別記様式第3号)により通知することができる。

2 前項の通知を受けた内閣府大臣官房会計課長は、内閣官房内閣総務官室会計担当内閣参事官並びに内閣及び内閣府所管各組織の会計主管課長に対し、速やかに文書(別記様式第4号)により通知するものとする。

(不当介入を受けた場合の措置)

第8 契約担当官等は、契約の相手方に対し、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けたことを認知した場合において、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うこと並びに契約担当官等に報告を行うことを義務付けるものとする。

(通報報告を怠った場合の措置)

第9 契約担当官等は、契約の相手方が第8の規定に違反し、警察、契約担当官等への通報報告を怠った事実が確認された場合は、文書による警告又は注意喚起等を行うものとする。

(保護措置等)

第10 暴力団対策主管課長は、本合意書に基づき、契約担当官等が契約解除等を行う場合において、契約担当官等から要請、相談等を受けた場合は、契約担当官等と緊密に連携し、関係職員の保護等必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第11 暴力団対策主管課長と内閣府大臣官房会計課長、内閣及び内閣府所管各組織等の会計主管課長並びに契約担当官等は、本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

2 本合意書の運用開始の日より前に行った指名排除措置については、既存合意書に基づくものとして、なおその効力を有するものとする。

別記様式は省略

別紙 1

暴力団が実質的に支配する者又はこれに準ずる者

1 「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。

法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

暴力団排除条項（基本形）

（属性要件に基づく契約解除）

第 1 条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第 2 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第 3 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

2 乙は、前 2 条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する

場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。) としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

警察庁丁暴発第340号
デ 戦 第 1 3 7 号
令 和 3 年 9 月 1 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長
長 村 順 也

デジタル庁会計担当参事官
奥 田 直 彦

警察庁とデジタル庁は、デジタル庁が行う売買、賃貸借、請負その他の全契約（当該契約に係る下請契約、再委託契約等を含む。以下「公共事業等」という。）からの暴力団排除を徹底するため、下記のことについて合意する。

記

（契約条項の定め）

第1 デジタル庁会計担当参事官（以下「会計担当参事官」という。）は、公共事業等の契約において、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者（別紙1のとおり。以下「排除対象者」という。）を排除するため、暴力団排除条項（別紙2のとおり。ただし、契約の性質又は目的等により、適宜変更することができる。）を盛り込んだ契約書を用い、又はこれに準ずる措置を講ずるものとする。

（表明確約）

第2 会計担当参事官は、入札を行う場合は、入札に参加しようとする者から、随意契約を行う場合は、契約の相手方となろうとする者から、いずれも誓約書（別紙3参照）を提出させるものとする。ただし、誓約書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、誓約書の提出を拒否する者があるときは、その者を入札に参加させず、又は契約を締結しないものとする。

（入札無効等の措置）

第3 会計担当参事官は、入札に参加した者又は随意契約の相手方になろうとする者が虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とし、又は随意契約を締結しないものとする。

2 会計担当参事官は、前項の措置を講ずることがある旨を入札説明書等により明らかにするものとする。

(契約解除)

第4 会計担当参事官は、暴力団排除条項に基づく契約解除事由が判明したときは、速やかに契約解除の手続を行うものとする。

(照会手続)

第5 会計担当参事官は、入札に参加しようとする者、契約の相手方になろうとする者、既に契約を締結した相手方、下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに契約の相手方、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）になろうとする者又は下請負人等について、排除対象者か否かを確認するため必要があるときは、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長（以下「暴力団対策課長」という。）に対し、参考となる資料を添付した照会書（別記様式第1号）により照会するものとする。

(回答)

第6 暴力団対策課長は、第5の照会を受理したときは、速やかに調査の上、会計担当参事官に対し、回答書（別記様式第2号）により回答するものとする。

(通知)

第7 暴力団対策課長は、デジタル庁の行う公共事業等の入札に参加しようとする者、契約の相手方になろうとする者、既に契約を締結した相手方、下請負人等になろうとする者又は下請負人等が、排除対象者であると認めたときは、会計担当参事官に対し、その旨を通知することができる。

(不当介入を受けた場合の措置)

第8 会計担当参事官は、契約の相手方に対し、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたことを認知した場合において、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うこと並びに発注者に報告を行うことを義務付けるものとする。

(通報報告を怠った場合の措置)

第9 会計担当参事官は、契約の相手方が第8の規定に違反し、警察、発注者への通報報告を怠った事実が確認された場合は、文書による警告又は注意喚起等を行うものとする。

(保護措置等)

第10 暴力団対策課長は、本合意書に基づき、会計担当参事官が契約解除等を行う場合において、会計担当参事官から要請、相談等を受けたときは、関係職員の保護等必要な措置が講じられるよう各都道府県警察に連絡するものとする。

(その他)

第11 暴力団対策課長及び会計担当参事官は、本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

以上

別記様式は省略

別紙1 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

1 「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。

法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

別紙2 暴力団排除条項（基本形）

（属性要件に基づく契約解除）

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（下請負契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなけ

ればならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

誓 約 書 (例)

- 私
- 当社

は、下記事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

デジタル庁会計担当参事官 殿

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

別添3

復興庁が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書

警察庁丁暴発第250号
復本第1142号
平成24年9月24日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長
露 木 康 浩

復興庁会計担当参事官
尾 関 良 夫

警察庁と復興庁は、復興庁が行う売買、賃貸借、請負その他の全契約（当該契約に係る下請契約、再委託契約等を含む。以下「公共事業等」という。）からの暴力団排除を徹底するため、下記のことについて合意する。

記

（契約条項の定め）

第1 復興庁会計担当参事官（以下「会計担当参事官」という。）は、公共事業等の契約において、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者（別紙1のとおり。以下「排除対象者」という。）を排除するため、暴力団排除条項（別紙2のとおり。ただし、契約の性質又は目的等により、適宜変更することができる。）を盛り込んだ契約書を用い、又はこれに準ずる措置を講じるものとする。

（表明確約）

第2 会計担当参事官は、入札を行う場合は、入札に参加しようとする者から、随意契約を行う場合は、契約の相手方になろうとする者から、いずれも誓約書（別紙3参照）を提出させるものとする。ただし、誓約書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、誓約書の提出を拒否する者があるときは、その者を入札に参加させず、又は契約を締結しないものとする。

（入札無効の措置）

第3 会計担当参事官は、入札に参加した者が、第2の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

2 会計担当参事官は、前項の措置を講ずることがある旨を入札説明書等により明らかにするものとする。

(契約解除)

第4 会計担当参事官は、暴力団排除条項に基づく契約解除事由が判明したときは、速やかに契約解除の手続を行うものとする。

(照会手続)

第5 会計担当参事官は、入札に参加しようとする者、契約の相手方になろうとする者、既に契約を締結した相手方、下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに契約の相手方、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）になろうとする者又は下請負人等について、排除対象者か否かを確認するため必要があるときは、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長（以下「暴力団対策課長」という。）に対し、参考となる資料を添付した照会書（別記様式第1号）により照会するものとする。

(回答)

第6 暴力団対策課長は、第5の照会を受理したときは、速やかに調査の上、会計担当参事官に対し、回答書（別記様式第2号）により回答するものとする。

(通知)

第7 暴力団対策課長は、復興庁の行う公共事業等の入札に参加しようとする者、契約の相手方になろうとする者、既に契約を締結した相手方、下請負人等になろうとする者又は下請負人等が、排除対象者であると認めたときは、会計担当参事官に対し、その旨を通知することができる。

(不当介入を受けた場合の措置)

第8 会計担当参事官は、契約の相手方に対し、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたことを認知した場合において、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うこと並びに発注者に報告を行うことを義務付けるものとする。

(通報報告を怠った場合の措置)

第9 会計担当参事官は、契約の相手方が第8の規定に違反し、警察、発注者への通報報告を怠った事実が確認された場合は、文書による警告又は注意喚起等を行うものとする。

(保護措置等)

第10 暴力団対策課長は、本合意書に基づき、会計担当参事官が契約解除等を行う場合において、会計担当参事官から要請、相談等を受けたときは、関係職員の保護等必要な措

置が講じられるよう各都道府県警察に連絡するものとする。

(その他)

第11 暴力団対策課長及び会計担当参事官は、本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

以上

別記様式は省略

別紙1 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

1 「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。

法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

別紙2 暴力団排除条項（基本形）

（属性要件に基づく契約解除）

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（下請負契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなけ

ればならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

誓 約 書 (例)

- 私
- 当社

は、下記事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

復興庁会計担当参事官 殿

年 月 日
住所（又は所在地）
社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

総務省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書

警察庁丁暴発第261号
総官会第2094号
平成23年12月21日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長
露 木 康 浩

総務省大臣官房会計課長
吉 田 眞 人

警察庁と総務省は、同省が行う売買、賃貸借、請負その他の全契約（当該契約に係する下請契約、再委任契約等を含む。以下「公共事業等」という。）からの暴力団排除を徹底するため、下記のことについて合意し、平成24年1月4日から適用する。

記

（契約条項の定め）

第1 総務省各部局の契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下「契約担当官等」という。）は、公共事業等の契約において、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者（別紙1のとおり。以下「排除対象者」という。）を排除するため、暴力団排除条項（別紙2のとおり。ただし、契約の性質又は目的等により、適宜変更することができる。）を盛り込んだ契約書を用い、又はこれに準ずる措置を講じるものとする。

（表明確約）

第2 契約担当官等は、入札を行う場合は入札に参加しようとする者に、また随意契約を行う場合は契約の相手方となろうとする者に対し、誓約事項（別紙3参照）を示した上、見積書又は入札書の提出をもって誓約事項に誓約するとみなすこととし、その旨を入札説明書等により明らかにするものとする。ただし、誓約を要しないと認めるときはこの限りではない。

2 前項本文の場合において、誓約を拒否する者があるときは、その者を入札に参加させず、又は契約を締結しないものとする。

（入札又は契約無効の措置）

第3 契約担当官等は、入札に参加した者又は随意契約の相手方となろうとする者が虚偽の誓約をし、又は誓約に反することとなった場合は、当該者の入札を無効とし、又は

随意契約を締結しないものとする。

- 2 契約担当官等は、前項の措置を講ずることがある旨を入札説明書等により明らかにするものとする。

(契約解除の措置)

- 第4 契約担当官等は、契約の相手方が暴力団排除条項に基づく契約解除事由に該当することが明確になった場合は、速やかに契約解除の手続を行うものとする。

(照会手続)

- 第5 契約担当官等は、入札に参加しようとする者、契約の相手方になろうとする者、既に契約を締結した相手方、下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。））、再受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに受注者、下請負人又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）になろうとする者又は下請負人等について、排除対象者か否かを確認するため必要があるときは、当該契約担当官等の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、参考となる資料を添付した照会書（別記様式第1号）により照会するものとする。

(回答)

- 第6 暴力団対策主管課長は、第5の照会を受理したときは、速やかに調査の上、契約担当官等に対し、回答書（別記様式第2号）により回答するものとする。

(通知)

- 第7 暴力団対策主管課長は、総務省の行う公共事業等の入札に参加しようとする者、既に契約を締結した相手方、下請負人等になろうとする者又は下請負人等が排除対象者であると認めるときは、同省大臣官房会計課長に対し、その旨を通知することができる。

(不当介入を受けた場合の措置)

- 第8 契約担当官等は、契約の相手方に対し、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けたことを認知した場合において、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うこと並びに会計課長等への報告を行うことを義務付けるものとする。

(通報報告を怠った場合の措置)

- 第9 契約担当官等は、契約の相手方が第8の規定に違反し、警察、契約担当官等への通報報告を怠った事実が確認された場合は、文書による警告又は注意喚起等を行うものとする。

(保護措置等)

第10 暴力団対策主管課長は、本合意書に基づき、契約担当官等が契約解除等を行う場合において、契約担当官等から要請、相談等を受けたときは、契約担当官等と緊密に連携し、関係職員の保護等必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第11 暴力団対策主管課長及び契約担当官等は、本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

以上

別記様式は省略

別紙1 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

1 「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。

法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

別紙2 暴力団排除条項（基本形）

（属性要件に基づく契約解除）

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（下請負契約等に関する契約解除）

第3条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第4条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙3 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者（第三者を利用して当該行為を行う場合を含む。）

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、見積書又は入札書の提出をもって誓約します。

別添5

法務省の発注に係る物品・役務等契約からの暴力団排除の推進に関する合意書

警察庁丁暴発第143号
法務省会第1387号
平成23年6月30日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

貴 志 浩 平

法務省大臣官房会計課長

井 上 宏

警察庁と法務省は、法務省各部局が行う物品・役務等契約（建設工事並びに測量、建築関係建設コンサルタント業務及び地質調査を除く。当該契約に係る下請契約、再委託契約等を含む。以下「物品・役務等契約」という。）からの暴力団排除を徹底するため、下記のことについて合意する。

記

（契約条項の定め）

第1 法務本省，法務局，地方法務局，最高検察庁，高等検察庁，地方検察庁，矯正研修所，矯正管区，刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所，婦人補導院，地方更生保護委員会，入国者収容所，地方入国管理局，公安調査庁及び公安調査局（以下「法務省各部局」という。）の契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下「契約担当官等」という。）は、物品・役務等契約において、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者（別紙1のとおり。以下「排除対象者」という。）を排除するため、暴力団排除条項（別紙2のとおり。ただし、契約の性質又は目的等により、適宜変更することができる。）を付した契約書を用い、又はこれに準ずる措置を講じるものとする。

（表明確約）

第2 契約担当官等は、入札を行う場合は入札に参加しようとする者から、随意契約を行う場合は契約の相手方となろうとする者から、誓約書（別紙3参照）を提出させるものとする。ただし、誓約書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

（入札無効の措置）

第3 契約担当官等は、入札に参加した者が、第2の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約

をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

2 契約担当官等は、前項の措置を講ずることがある旨を入札説明書等により明らかにするものとする。

(随意契約の措置)

第4 契約担当官等は、契約の相手方となろうとする者が、第2の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、その者と契約を締結しないものとする。

(契約解除)

第5 契約担当官等は、暴力団排除条項に基づく契約解除事由が判明したときは、速やかに契約解除の процедуруを行うものとする。

(照会手続)

第6 契約担当官等は、入札に参加しようとする者、契約の相手方になろうとする者、既に契約を締結した相手方、下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）及び下請負人若しくは受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。）になろうとする者又は下請負人等について、排除対象者か否かを確認するため必要があるときは、当該契約担当官等の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、参考となる資料を添付した照会書（別記様式第1号）により照会するものとする。

(回答)

第7 暴力団対策主管課長は、第6の照会を受理したときは、速やかに調査の上、契約担当官等に対し、回答書（別記様式第2号）により回答するものとする。

(通知)

第8 暴力団対策主管課長は、法務省各部局の行う物品・役務等の入札に参加しようとする者、契約の相手方になろうとする者、既に契約を締結した相手方、下請負人等になろうとする者又は下請負人等が排除対象者であると認めたときは、法務省大臣官房会計課長に対し、その旨を通知することができる。

(不当介入を受けた場合の措置)

第9 契約担当官等は、契約の相手方に対し、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けたことを認知した場合において、警察への通報及び捜査上必要な協力を行う

こと並びに契約担当官等への報告を行うことを義務付けるものとする。

(通報報告を怠った場合の措置)

第10 契約担当官等は、契約の相手方が第9の規定に違反し、警察及び契約担当官等への通報報告を怠った事実が確認された場合は、文書による警告又は注意喚起等を行うものとする。

(保護措置等)

第11 暴力団対策主管課長は、本合意書に基づき、契約担当官等が契約解除等を行う場合において、契約担当官等から要請、相談等を受けた場合は、契約担当官等と緊密に連携し、関係職員の保護等必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第12 暴力団対策主管課長及び契約担当官等は、本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

以上

別記様式は省略

別紙1 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

1 「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。

法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

2 「これに準ずる者」とは，次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (2) 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき
- (3) 役員等が，暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (4) 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

別紙2 暴力団排除条項（基本形）

（属性要件に基づく契約解除）

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（下請契約等に関する確約）

第3条 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）及び下請負人若しくは受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（下請契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当

該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

誓 約 書 (例)

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が，暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし，又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

（契約担当官等） 殿

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 添付書類：役員等名簿

法務省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書

警察庁丁組一発第24号
法務省施第121号
令和6年1月22日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長

宇田川 佳宏

法務省大臣官房施設課長

隄 良行

法務省の発注に係る建設工事並びに測量、建築関係建設コンサルタント業務及び地質調査（当該契約に係る下請契約、再委託契約等を含む。以下「発注工事等」という。）からの暴力団排除を徹底するため、警察庁と法務省は、都道府県警察と法務省の各部局の間において、下記のとおり、運用が図られるよう取り組むことについて合意し、令和6年2月1日から運用を開始する。

なお、「法務省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書」（平成20年3月3日付け警察庁丁暴発第33号、法務省施第292号）については、本合意書の運用開始をもって、本合意書に基づく運用に改めるものとする。

記

1 法務省の窓口の一元化

- (1) 発注工事等からの暴力団排除に関する手続等の円滑な運用を図るため、法務省においては、法務省大臣官房施設課と法務省の各部局の間において連絡体制を構築の上、当分の間、都道府県警察との窓口を法務省大臣官房施設課に一元化する。
- (2) 法務省の各部局とは、法務本省、法務局、地方法務局、最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁、矯正管区、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、地方更生保護委員会、出入国在留管理庁、入国者収容所、地方出入国在留管理局、公安調査庁及び公安調査局をいう。

2 発注工事等からの排除対象の明確化及び排除手続の策定

(1) 排除対象の明確化

法務省においては、「建設工事の競争入札手続実施細則について」（平成15年4月1日付け法務省施第575号法務省大臣官房会計課長・法務省大臣官房施設課長通知）及び「建築関係建設コンサルタント業務等の発注手続実施細則について」（平成14年

8月30日付け法務省施第1069号法務省大臣官房会計課長・法務省大臣官房施設課長通知)に規定する指名基準において、警察当局から、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下これらを総称して「暴力団等」という。)が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続していることにより、明らかに受注者として不相当と認められる者については、指名しないことを定めているが、その解釈及び排除対象を次のとおり明確にする。

ア 暴力団等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

「暴力団等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」(以下「暴力団関係業者」という。)とは、別紙1に定める者をいう。

イ 当該状況が継続していること

「当該状況が継続していること」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状況が継続しているか否かで判断するものとする。

(2) 入札・契約手続からの排除手続

ア 法務省の各部局の支出負担行為担当官(会計法(昭和22年法律第35号)第13条第3項に規定する支出負担行為担当官をいう。以下「支出負担行為担当官」という。)は、入札等(見積合わせを含む。以下同じ。)に参加しようとする者(以下「入札者等」という。)が心得ておくべき事項を明示した法務省競争契約入札心得及び法務省随意契約心得において、「暴力団排除に関する誓約事項」(別紙2のとおり。以下「誓約事項」という。)を示すとともに、入札者等が入札書等(見積書を含む。以下同じ。)の提出をもって誓約事項を承諾して入札等に参加することと定め、誓約に虚偽があった又は誓約に反したと認められるときは、当該者の入札等を無効とするものとする。

イ 支出負担行為担当官は、発注工事等の契約書に規定する暴力団関係業者の排除条項(別紙3のとおり。ただし、契約の性質又は目的等により、適宜変更することができる。)に基づく契約解除事由が判明したときは、速やかに契約解除の手続を行うものとする。

ウ 支出負担行為担当官は、発注工事等の受注者の下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)、受託者(再委託以降の全ての受託者を含む。))又は下請負人若しくは受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。)になろうとする者又は下請負人等が、暴力団関係業者であることが判明した場合は、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったときは、速やかに契約解除の手続を行うものとする。

エ 支出負担行為担当官は、前記アないしウの規定により、入札等無効又は契約解除の手続を行った者に対しては、以後、発注工事等について指名しないこととし、そ

の手續にあつては、後記(3)オを準用するものとする。

(3) 排除手續の策定

ア 法務省大臣官房施設課長（以下「施設課長」という。）は、法務省所管契約事務取扱規程（平成12年法務省会訓第1702号大臣訓令）第6条に定める資格を有する者（以下「有資格者」という。）について、暴力団関係業者と疑われる何らかの実態又は行為等の情報を得たときは、暴力団関係業者に該当するか否かについて、当該情報を入手した法務省の部局が所在する区域を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策主管課長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、参考となる資料を添付した文書（別記様式第1号）により照会することができるものとする。

イ 暴力団対策主管課長は、前記アによる照会を受けたときは、当該有資格者が暴力団関係業者に該当するか否かについて、施設課長に対し、速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

ウ 前記アによる照会以外で、暴力団対策主管課長において、有資格者が暴力団関係業者に該当すると認める事実を確認した場合には、施設課長に対し、速やかに文書（別記様式第3号）により通報することができるものとする。

エ 前記イにより暴力団対策主管課長が行う暴力団関係業者に該当する旨の回答及び前記ウにより暴力団対策主管課長が行う通報は、暴力団対策主管課長から施設課長に対する発注工事等からの排除要請とみなす。

オ 暴力団対策主管課長は、前記エの排除要請を行った者について、その後の事情変更により排除要請をする必要がなくなったときは、施設課長に対し、排除要請の取消しに関する通知を文書により行うものとする。

また、施設課長は、排除要請があった者の排除の継続又は取消しについて、暴力団対策主管課長に対し、当該排除要請が行われたときからおおむね1年ごとに文書（別記様式第4号）により確認を行うものとし、暴力団対策主管課長は、速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

カ 施設課長は、前記エによる排除要請があった場合には、当該有資格者について、前記オによる排除要請の取消しが行われるまでの間、指名停止措置と同等の取扱いをすることにより、発注工事等から排除するものとする。

キ 施設課長は、前記エによる排除要請を踏まえ、発注工事等において指名を行わないこととした場合又は前記オによる通知を踏まえ、発注工事等において指名を行わないこととした取扱いを取り止める場合には、それぞれ、その旨を対象となる有資格者に対して文書（別記様式第5号又は第6号）により通知するとともに、対象となる有資格者名等の公表（別記様式第7号）を行うものとする。

また、発注工事等において、指名を行わない取扱いをしている有資格者の下請等の禁止については、有資格者が指名停止措置を受けた場合と同様に取り扱うものとする。

ク 発注工事等の受注者の下請負人等になろうとする者又は下請負人等が、有資格者

であるか否かを問わず、暴力団関係業者と疑われる何らかの実態又は行為等の情報を得たときの対応は、前記アないしキを準用する。

3 暴力団員等による不当介入の通報報告

(1) 不当介入を受けた場合における受注者の措置義務について

発注工事等の受注者が、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合に、当該受注者が、警察への通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと（以下「警察への通報等」という。）及び発注者への報告を行うこと（以下「発注者への報告」という。）を義務付けるため、工事説明書等の説明事項に次の内容を追記するものとする。

暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) （支出負担行為担当官）が発注する建設工事並びに測量、建築関係建設コンサルタント業務及び地質調査（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、その内容を記載した書面により速やかに発注者に報告すること。
- (3) 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

(2) 不当介入の通報を受けた場合の取扱いについて

不当介入に係る通報を受けた都道府県警察は、その内容に応じて、受注者に対処要領を教示するとともに、違法・不当行為については、迅速かつ確実な取締り、暴力団対策法に基づく行政命令の発出及び受注者又は法務省の各部局の職員等の関係者に対する万全な保護対策の徹底を図るものとする。

(3) 受注者が警察への通報等を怠ったと認められる場合の取扱いについて

ア 暴力団対策主管課長は、受注者が発注工事等において暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報等を怠ったと認められる事案を認知した場合には、施設課長に対し、速やかに文書（別記様式第8号）により通報するものとする。

イ 施設課長は、前記アの通報を受けた場合には、その事実の内容について確認の上速やかに後記(4)による措置を講ずるとともに、暴力団対策主管課長に対して措置結果を文書（別記様式第9号）により回答するものとする。

(4) 実効性を確保するための措置について

施設課長は、前記(3)の確認の結果、当該受注者が警察への通報等及び発注者への報告を怠ったことが確認された場合において、その行為が、「工事請負契約に係る指

名停止等の措置要領の制定及び運用について」（平成7年1月23日付け法務省営第191号法務省大臣官房会計課長通達）の別添「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」という。）別表第2第13号に規定する「不正又は不誠実な行為」のうち「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について」（平成7年1月23日付け法務省営第192号法務省大臣官房会計課長通知）記の8(7)イ（「建築関係建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成17年4月1日付け法務省施第693号法務省大臣官房施設課長通知。以下「建設コンサルタント等指名停止通知」という。）において準用する場合を含む。）に規定する「著しく信頼関係を損なう行為があった場合」に該当するものとして、当該受注者に対し、指名停止を行うものとする。

また、指名停止を行わない場合においても、必要があると認めるときは、措置要領第8（建設コンサルタント等指名停止通知において準用する場合を含む。）の規定に基づき、書面又は口頭により警告又は注意の喚起を行うものとする。

4 その他

- (1) 前記2及び3について、暴力団対策主管課長及び施設課長は、本合意書に定めるもののほか、現場の実情に応じて、個別に協議する等の方法により相互に協力し、緊密な連携の下、積極的な対応を図るものとする。
- (2) 本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長及び施設課長において、その都度協議の上決定するものとする。

別記様式は通達

別紙 1

暴力団等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

1 「暴力団等が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。

法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合は役員、支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下これらを総称して「暴力団等」という。）である者

2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしているときにおける当該法人等
- (2) 法人等の役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該法人等
- (3) 法人等の役員等が、暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているときにおける当該法人等
- (4) 法人等の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該法人等

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書（見積書）の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合は役員、支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

別紙3 暴力団関係業者排除条項（基本形）

（発注者の催告によらない解除権）

第〇条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 六 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 七 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

別添7

外務省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書

警察庁丁暴発第196号
外 会 第 1 号
平成23年8月31日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

露木 康浩

外務省大臣官房会計課長

梨田 和也

警察庁と外務省は、同省が行う売買、貸借、請負その他の契約（当該契約に係る下請契約、再委任契約等を含む。以下「公共事業等」という。）からの暴力団排除を徹底するため、下記のことについて合意する。

記

（指名排除措置）

- 第1 外務省大臣官房会計課長又は外務省大臣官房総務課大阪分室長（以下「会計課長等」という。）は、入札参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）について、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者（別紙1のとおり）として警察から排除要請があった場合は、当該者について、指名しない措置（以下「指名排除措置」という。）を講じるものとする。
- 2 会計課長等は、前項により指名排除措置を講じたときは、当該者に対し、その旨を通知するとともに、公表するものとする。
- 3 会計課長等は、指名排除措置を講じてから概ね1年を経過した日以後、当該指名排除措置中の者について、指名排除措置の要件を解消するに至ったと認める場合は、当該指名排除措置を取り消すものとする。要件を解消するに至ったと認められない場合は、そのときから更に指名排除措置を継続するものとする。
- 4 会計課長等は、指名排除措置を取り消したときは、当該者に対し、その旨を通知するとともに、公表するものとする。

(表明確約)

第2 会計課長等は、入札を行う場合は、入札に参加しようとする者から、随意契約を行う場合は、契約の相手方となろうとする者から、誓約書（別紙2参照）を提出させるものとする。ただし、誓約書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、誓約書の提出を拒否する者があるときは、その者を入札に参加させず、又は契約を締結しないものとする。

(入札無効の措置)

第3 会計課長等は、入札に参加した者が、第2の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

2 会計課長等は、前項の措置を講ずることがある旨を入札説明書等により明らかにするものとする。

(契約条項の定め)

第4 会計課長等は、契約を行う場合は、暴力団排除条項（別紙3のとおり。ただし、契約の性質又は目的等により、適宜変更することができる。）を盛り込んだ契約書を用い、又はこれに準ずる措置を講じるものとする。

(契約解除)

第5 会計課長等は、暴力団排除条項に基づく契約解除事由が判明したときは、速やかに契約解除の手続を行うものとする。

(照会手続)

第6 会計課長等は、有資格者、入札に参加しようとする者、契約の相手方になろうとする者、既に契約を締結した相手方、下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）になろうとする者又は下請負人等について、指名排除措置要件又は契約解除要件に該当する者（以下「排除対象者」という。）か否かを確認するため必要があるときは、外務省大臣官房会計課長は警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課長に、外務省大臣官房総務課大阪分室長は大阪府警察本部刑事部捜査第四課長に対し、参考となる資料を添付した照会書（別記様式第1号）により照会するものとする。

2 第1の3の規定により、指名排除措置後に排除対象者該当要件を確認する場合も前項と同様とする。ただし、この場合においては、照会書（別記様式第2号）を用いるものとする。

(回答)

第7 警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課長及び大阪府警察本部刑事部捜査第四課

長は、第6の照会を受理したときは、速やかに調査の上、照会を行った会計課長等に対し、回答書（別記様式第3号又は別記様式第4号）により回答するものとする。

2 排除対象者に該当する旨の回答は、第1に規定する警察からの排除要請とみなす。

（通知）

第8 警視庁及び道府県警察本部の暴力団排除対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）は、外務省の行う公共事業等における有資格者、入札に参加しようとする者、契約の相手方になろうとする者、既に契約を締結した相手方、下請負人等になろうとする者又は下請負人等が排除対象者であると認めたときは、同省大臣官房会計課長に対し、その旨を通知することができる。

2 前項の通知は、第1に規定する警察からの排除要請とみなす。

（不当介入を受けた場合の措置）

第9 会計課長等は、契約の相手方に対し、自ら又は下請人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けたことを認知した場合において、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うこと及び会計課長等への報告を行うことを義務付けるものとする。

（通報報告を怠った場合の措置）

第10 会計課長等は、契約の相手方が第9の規定に違反し、警察、発注者への通報報告を怠った事実が確認された場合は、情状により、指名排除措置、文書による警告又は注意喚起等を行うものとする。

（保護措置等）

第11 暴力団対策主管課長は、本合意書に基づき、会計課長等が指名排除措置、契約解除等を行う場合において、会計課長等から要請、相談等を受けた場合は、会計課長等と緊密に連携し、関係職員の保護等必要な措置を講じるものとする。

（その他）

第12 暴力団対策主管課長及び会計課長等は、本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

以上

別記様式は省略

別紙1 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

1 「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。

法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

誓 約 書 (例)

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

別紙3 暴力団排除条項（基本形）

（属性要件に基づく契約解除）

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（下請負契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別添8

財務省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書

警察庁丁暴発第132号

財会第1363号

平成23年6月20日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

貴志浩平

財務省大臣官房会計課長

松村武人

警察庁と財務省は、同省が行う売買、貸借、請負その他の契約（当該契約に係する下請契約、再委任契約等を含む。以下「公共事業等」という。）からの暴力団排除を徹底するため、下記のことについて合意する。

記

（契約条項の定め）

第1 財務省各部局の契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下「契約担当官等」という。）は、公共事業等の契約において、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者（別紙1のとおり。以下「排除対象者」という。）を排除するため、暴力団排除条項（別紙2のとおり。ただし、契約の性質又は目的等により、適宜変更することができる。）を盛り込んだ契約書を用い、又はこれに準ずる措置を講じるものとする。

（表明確約）

第2 契約担当官等は、入札を行う場合は入札に参加しようとする者から、随意契約を行う場合は契約の相手方となろうとする者から、誓約書（別紙3参照）を提出させるものとする。ただし、誓約書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、誓約書の提出を拒否する者があるときは、その者を入札に参加させず、又は契約を締結しないものとする。

（入札無効の措置）

第3 契約担当官等は、入札に参加した者が、第2の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

2 契約担当官等は、前項の措置を講ずることがある旨を入札説明書等により明らかにするものとする。

(契約解除)

第4 契約担当官等は、暴力団排除条項に基づく契約解除事由が判明したときは、速やかに契約解除の手続きを行うものとする。

(照会手続)

第5 契約担当官等は、入札に参加しようとする者、契約の相手方になろうとする者、既に契約を締結した相手方、下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）になろうとする者又は下請負人等について、排除対象者か否かを確認するため必要があるときは、当該契約担当官等の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、参考となる資料を添付した照会書（別記様式第1号）により照会するものとする。

(回答)

第6 暴力団対策主管課長は、第5の照会を受理したときは、速やかに調査の上、契約担当官等に対し、回答書（別記様式第2号）により回答するものとする。

(通知)

第7 暴力団対策主管課長は、財務省の行う公共事業等の入札に参加しようとする者、契約の相手方になろうとする者、既に契約を締結した相手方、下請負人等になろうとする者又は下請負人等が排除対象者であると認めたときは、同省大臣官房会計課長に対し、その旨を通知することができる。

(不当介入を受けた場合の措置)

第8 契約担当官等は、契約の相手方に対し、自ら又は下請負人等が、暴力団員等による不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けたことを認知した場合において、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うこと並びに契約担当官等への報告を行うことを義務付けるものとする。

(通報報告を怠った場合の措置)

第9 契約担当官等は、契約の相手方が第8の規定に違反し、警察又は契約担当官等への通報報告を怠った事実が確認された場合は、文書による警告又は注意喚起等を行うものとする。

(保護措置等)

第10 暴力団対策主管課長は、本合意書に基づき、契約担当官等が契約解除等を行う場合

において、契約担当官等から要請、相談等を受けた場合は、契約担当官等と緊密に連携し、関係職員の保護等必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第11 暴力団対策主管課長及び契約担当官等は、本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

以上

別記様式は省略

別紙1 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

1 「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。

法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

別紙2 暴力団排除条項（基本形）

（属性要件に基づく契約解除）

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第3条 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（下請契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負

人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

誓 約 書 (例)

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

(契約担当官等)

(財務省大臣官房会計課長) 殿

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 添付書類：役員等名簿

別添9

文部科学省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書

警察庁丁暴発第113号
23文科会第181号
平成23年5月31日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

貴志浩平 ㊟

文部科学省大臣官房会計課長

高橋道和 ㊟

警察庁と文部科学省は、建設工事及び設計・コンサルティング業務を除く同省が行う売買、貸借、請負その他の契約（当該契約に係る下請契約、再委任契約等を含む。以下「公共事業等」という。）からの暴力団排除を徹底するため、下記のことについて合意する。

記

（契約条項の定め）

第1 文部科学省大臣官房会計課長又は同省各部署の契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下「会計課長等」という。）は、公共事業等の契約において、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者（別紙1のとおり。以下「排除対象者」という。）を排除するため、暴力団排除条項（別紙2を基本とする。ただし、契約の性質又は目的等により、適宜変更することができることとし、文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年1月6日文部科学省訓令第22号）に定めがある場合は、当該定めによることとする。）を盛り込んだ契約書を用い、又はこれに準ずる措置を講じるものとする。

（表明確約）

第2 会計課長等は、入札を行う場合は、入札に参加しようとする者から、随意契約を行う場合は、契約の相手方となろうとする者から、誓約書（別紙3参照）を提出させるものとする。ただし、誓約書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、誓約書の提出を拒否する者があるときは、その者を入札に参加させず、又は契約を締結しないものとする。

(入札無効の措置)

第3 会計課長等は、入札に参加した者が、第2の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

2 会計課長等は、前項の措置を講ずることがある旨を入札説明書等により明らかにするものとする。

(契約解除)

第4 会計課長等は、暴力団排除条項に基づく契約解除事由が判明したときは、速やかに契約解除の手続きを行うものとする。

(照会手続き)

第5 会計課長等は、入札に参加しようとする者、契約の相手方になろうとする者、既に契約を締結した相手方、下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）になろうとする者又は下請負人等について、排除対象者と疑われる何らかの情報を得たときなど排除対象者か否かを確認するため必要があるときは、当該会計課長等の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、参考となる資料を添付した照会書（別記様式第1号）により照会するものとする。

(回答)

第6 暴力団対策主管課長は、第5の照会を受理したときは、速やかに調査の上、会計課長等に対し、回答書（別記様式第2号）により回答するものとする。

(通知)

第7 暴力団対策主管課長は、文部科学省の行う公共事業等の入札に参加しようとする者、契約の相手方になろうとする者、既に契約を締結した相手方、下請負人等になろうとする者又は下請負人等が排除対象者であると認めたときは、同省大臣官房会計課長に対し、その旨を通知することができる。

(不当介入を受けた場合の措置)

第8 会計課長等は、契約の相手方に対し、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたことを認知した場合において、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うこと及び会計課長等への報告を行うことを義務付けるものとする。

(通報報告を怠った場合の措置)

第9 会計課長等は、契約の相手方が第8の規定に違反し、警察、発注者への通報報告を怠った事実が確認された場合は、文書による警告又は注意喚起等を行うものとする。

(保護措置等)

第10 暴力団対策主管課長は、本合意書に基づき、会計課長等が契約解除等を行う場合において、会計課長等から要請、相談等を受けた場合は、会計課長等と緊密に連携し、関係職員の保護等必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第11 暴力団対策主管課長及び会計課長等は、本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

以上

別記様式は省略

別紙1 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

1 「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。

法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

別紙2 暴力団排除条項（基本形）

（属性要件に基づく契約解除）

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（下請負契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなけ

ればならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙3

誓 約 書 (例)

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

署名（自署）

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の名氏及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

文部科学省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書

警察庁丁組一発第139号
4 施 施 企 第 3 8 号
令 和 5 年 3 月 1 5 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長

大 濱 健 志

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室長

今 野 力

文部科学省が発注する建設工事及び設計・コンサルティング業務（当該契約に係る下請契約、再委託契約等を含む。以下「発注工事等」という。）からの暴力団排除を徹底するため、警察庁と文部科学省は、都道府県警察と文部科学省各発注部局との間において、下記のとおり、運用が図られるよう取り組むことについて合意し、令和5年4月1日から運用を開始する。

なお、「文部科学省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書」（令和4年3月15日付け警察庁丁暴発第88号、3施施企第28号）については、本合意書の運用開始をもって、本合意書に基づく運用に改めるものとする。

記

1 文部科学省の窓口の一元化

- (1) 発注工事等からの暴力団排除に関する手続及び暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）の通報報告制度の円滑な運用を図るため、文部科学省においては文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室長（以下「契約情報室長」という。）と文部科学省各発注部局の契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下「契約担当官等」という。）の間において連絡体制を構築の上、都道府県警察との連絡窓口を契約情報室に一元化する。
- (2) 文部科学省各発注部局とは、大臣官房会計課、大臣官房文教施設企画・防災部、国立教育政策研究所、科学技術・学術政策研究所、日本学士院をいう。

2 発注工事等からの排除対象の明確化及び排除手続の策定

(1) 排除対象の明確化

① 建設工事

文部科学省が発注する建設工事については、「予算決算及び会計令第96条第1項の規定

による競争に参加する者を指名する場合の基準の運用について」（平成20年3月7日付け19文科施第461号）（以下「指名基準の運用」という。）の記6(3)において、警察当局から、契約担当官等に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに受注者として不適当であると認められる者については指名しないことを定めているが、以下のとおり指名基準の運用上の解釈を示し、排除対象を明確にする。

ア 暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるもの

「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるもの」（以下「暴力団関係業者」という。）とは、別紙1に定めるものをいう。

イ 当該状態が継続している場合

「当該状態が継続している場合」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとする。

② 設計・コンサルティング業務

文部科学省が発注する設計・コンサルタント業務については、「プロポーザル方式の手続について」（平成11年3月31日付け11施指第20号）の（別紙1-1）（注意）4及び（別紙1-2）（注意）3において、「警察からの排除要請」がある場合は提出要請者として選定しないことを定めているが、この場合の排除対象の取扱いについては、上記①と同様とする。

(2) 排除手続の策定

- ① 契約情報室長は、文部科学省における一般競争（指名競争）参加資格を有する者（以下「有資格業者」という。）について、暴力団関係業者と疑われる何らかの実態又は行為等の情報を得たときは、暴力団関係業者に該当するか否かについて、当該者の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策主管課長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、参考となる資料を添付した文書（別記様式第1号）により照会することができるものとする。
- ② 暴力団対策主管課長は、前記①による照会を受けたときは、有資格業者が暴力団関係業者に該当するか否かについて、契約情報室長に対し、速やかに文書（別記様式第4号）により回答するものとする。
- ③ 前記①による照会以外で、暴力団対策主管課長において、有資格業者が暴力団関係業者に該当すると認める事実を確認した場合は、契約情報室長に対し、速やかに文書（別記様式第5号）により通報することができるものとする。
- ④ 暴力団対策主管課長は、前記②により暴力団関係業者に該当する旨を回答すること又は前記③により通報することをもって発注工事等からの排除要請とする。
- ⑤ 暴力団対策主管課長は、前記④の排除要請を行った者について、その後の事情変更により排除要請をする必要がなくなったときは、契約情報室長に対し、文書により排除要請の取消を通知するものとする。

また、契約情報室長は、排除要請があった者の排除の継続又は取消について、暴力団対策主管課長に対し、当該排除要請が行われたときからおおむね1年ごとに文書（別記様式

第2号)により確認を行うものとし、暴力団対策主管課長は、速やかに文書(別記様式第4号)により回答するものとする。

(3) 発注工事等の契約からの排除手続の策定

① 契約条項の定め

契約担当官等は、発注工事等の契約を締結する場合、暴力団関係業者の排除を徹底するため、暴力団関係業者の排除条項(別紙2のとおり。ただし契約の性質又は目的等により、適宜変更することができる。)を盛り込んだ契約書を用い、又はこれに準ずる措置を講じるものとする。

② 誓約事項の定め

契約担当官等は、入札等(見積り合わせを含む。以下同じ。)に参加しようとする者(以下「入札者等」という。)が心得ておくべき事項を明示した資料(以下「競争加入者心得等」という。)において、「暴力団排除に関する誓約事項」(別紙3のとおり)を示すとともに、入札者等が入札書等(見積書を含む。以下同じ。)の提出をもって誓約事項に同意したものとすることを明らかにするものとする。

③ 入札等の無効の措置

ア 契約担当官等は、入札者等が「暴力団排除に関する誓約事項」の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反することとなった場合、当該入札書等を無効とするものとする。

イ 契約担当官等は、前記アの措置を講ずることを競争加入者心得等により明らかにしなければならない。

④ 照会及び通知の手続

入札者等、落札者、受注者等(受注者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方を含む。)、下請負人等(下請負人(下請負が数次にわたるときは、全ての下請負を対象とする。)、再受託者(再委託が数次にわたるときは、全ての再受託者を対象とする。))及び下請負人若しくは再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)になろうとする者又は下請負人等について、暴力団関係業者と疑われるときの照会手続及び暴力団関係業者である旨の通知手続については、前記(2)①から④まで準用するものとする。

⑤ 契約解除

契約担当官等は、契約書に規定する暴力団関係業者の排除条項に基づく契約解除事由が判明したときは、速やかに契約解除の手続を行うものとする。

⑥ 契約解除後の措置

契約担当官等は、契約を解除した相手方については、以後、発注工事等からの指名を行わないこととし、その手続にあつては、前記(2)⑤を準用するものとする。

3 発注工事等における暴力団員等による不当介入の通報報告制度の導入

(1) 不当介入を受けた場合における受注者の措置義務について

発注工事等において受注者が暴力団員等による不当介入を受けた場合、当該受注者に対して、警察への通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと(以下「警察への通報等」

という。)及び発注者への報告を行うこと(以下「発注者への報告」という。)を義務付けるため、現場説明書の説明事項に次の内容を追記するものとする。

○. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 文部科学省が発注する建設工事(以下「発注工事」という。)[設計・コンサルティング業務(以下「発注業務」という。)]において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害[業務妨害](以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事[発注業務]において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(2) 不当介入の通知等を受けた場合の取扱いについて

不当介入に係る通報を受けた都道府県警察は、その内容に応じて、受注者に対処要領を教示するとともに、違法・不当行為については、迅速かつ確実な取締りや暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に基づく行政命令の発出及び受注者、文部科学省各発注部局職員等の関係者への万全な保護対策の徹底を図るものとする。

(3) 受注者が警察への通報等を怠ったと認められる場合の取扱いについて

- ① 暴力団対策主管課長は、受注者が発注工事等において暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報等を怠ったと認められる事案を認知した場合は、契約情報室長に対し、速やかに文書(別記様式第6号)により通報するものとする。
- ② 契約情報室長は、前記①による通報を受けたときは、その事実の内容について確認の上、暴力団対策主管課長に対して措置結果を文書(別記様式第3号)により回答するものとする。

4 その他

- (1) 前記2及び前記3について、暴力団対策主管課長及び契約情報室長は、本合意書に定めるもののほか、現場の実情に応じて、個別に取り決めるなどの方法により、相互に協力し、緊密な連携の下、積極的な対応を図るものとする。
- (2) 本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、暴力団対策主管課長及び契約情報室長において、その都度協議するものとする。

別記様式は省略

別紙 1

暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるもの

1 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、次に該当する者をいう。

法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合はその役員、その支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合はその代表者、その理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

2 「これに準ずるもの」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (2) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (3) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (4) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

別紙2 暴力団排除条項（基本形）

（発注者の催告によらない解除権）

第〇条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 六 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 七 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約いたします。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合はその役員、その支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合はその代表者、その理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

警察庁丁暴発第89号
会発0315第1号
令和4年3月15日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

長 村 順 也

厚生労働省大臣官房会計課長

鳥 井 陽 一

警察庁と厚生労働省は、同省が行う売買、貸借、請負その他の契約（当該契約に係する下請負契約、再委託契約等を含む。以下「公共事業等」という。）からの暴力団排除を徹底するため、下記のことについて合意し、令和4年3月15日から運用を開始する。

なお、「厚生労働省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書」（平成20年6月11日警察庁暴発第91号、厚生労働省会発第0611002号）及び「厚生労働省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」（平成23年12月22日付け警察庁丁暴発第264号、会発1222第3号）については、本合意書の運用開始をもって、いずれも本合意書に基づく運用に改めるものとする。

記

（契約条項の定め）

第1 厚生労働省各部局の契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下「契約担当官等」という。）は、公共事業等の契約において、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者（別紙1のとおり。以下「排除対象者」という。）を排除するため、暴力団排除条項（別紙2のとおり。ただし、契約の性質又は目的等により、適宜変更することができる。）を盛り込んだ契約書を用い、又はこれに準ずる措置を講ずるものとする。

（表明確約）

第2 契約担当官等は、入札を行う場合は入札に参加しようとする者から、随意契約を行う場合は契約の相手方となろうとする者から、誓約書（別紙3参照）を提出させるものとする。ただし、誓約書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、誓約書の提出を拒否する者があるときは、その者を入札に参加させず、又は契約を締結しないものとする。

(入札無効等の措置)

第3 契約担当官等は、入札に参加した者又は随意契約の相手方になろうとする者が、虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とし、又は随意契約を締結しないものとする。

2 契約担当官等は、前項の措置を講ずることがある旨を入札説明書等により明らかにするものとする。

(契約解除)

第4 契約担当官等は、暴力団排除条項に基づく契約解除事由が判明したときは、速やかに契約解除の手続を行うものとする。

(照会手続)

第5 契約担当官等は、入札に参加しようとする者、契約の相手方になろうとする者、既に契約を締結した相手方、下請負人等（下請負人（下請負が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに契約の相手方、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）になろうとする者又は下請負人等について、排除対象者か否かを確認するため必要があるときは、当該契約担当官等の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、参考となる資料を添付した照会書（別記様式第1号）により照会するものとする。

(回答)

第6 暴力団対策主管課長は、第5の照会を受理したときは、速やかに調査の上、契約担当官等に対し、回答書（別記様式第2号）により回答するものとする。

(通知)

第7 暴力団対策主管課長は、厚生労働省の行う公共事業等の入札に参加しようとする者、契約の相手方になろうとする者、既に契約を締結した相手方、下請負人等になろうとする者又は下請負人等が排除対象者であると認めたときは、同省大臣官房会計課長に対し、その旨を通知することができる。

(不当介入を受けた場合の措置)

第8 契約担当官等は、契約の相手方に対し、自ら又は下請負人等が、暴力団員等による不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けたことを認知した場合において、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うこと並びに契約担当官等への報告を行うことを義務付けるものとする。

(通報報告を怠った場合の措置)

第9 契約担当官等は、契約の相手方が第8の規定に違反し、警察又は契約担当官等への通報報告を怠った事実が確認された場合は、指名停止、下請等の禁止、文書による警告又は注意喚起等を行うものとする。

(保護措置等)

第10 暴力団対策主管課長は、本合意書に基づき、契約担当官等が契約解除等を行う場合において、契約担当官等から要請、相談等を受けた場合は、契約担当官等と緊密に連携し、関係職員の保護等必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第11 暴力団対策主管課長及び契約担当官等は、本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

以上

別記様式は省略

別紙1 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

1 「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。

法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

別紙2 暴力団排除条項（基本形）

（属性要件に基づく契約解除）

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（下請負契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当

該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

誓 約 書 (例)

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

別添12

農林水産省発注公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書

警察庁丁暴発第138号
23経第545号
平成23年6月28日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

貴志浩平

農林水産省大臣官房経理課長

山下容弘

農林水産省が発注する売買、貸借、請負その他の全ての契約（工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）並びに測量及び建設コンサルタント等業務に係るものを除く。）（当該契約に係る再請負契約、再委任契約等を含む。以下「公共事業等」という。）からの暴力団排除を徹底するため、警察庁と農林水産省は、都道府県警察と農林水産省の部局（契約行為を行う部局をいう。以下同じ。）の間において、下記のとおり、運用が図られるよう取り組むことについて合意する。

記

（契約条項の定め）

第1 農林水産省各部局の契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下「契約担当官等」という。）は、公共事業等の契約において、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者（別紙第1のとおり。以下「排除対象者」という。）を排除するため、新規に契約を締結する場合には、「暴力団排除に関する特約条項」（別紙第2のとおり。ただし、契約の性質又は目的等により、適宜変更することができる。）を契約書に付すこととする。ただし、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の8第1項ただし書の規定により契約書の作成を省略する場合には、この限りではない。

（誓約事項の定め）

第2 契約担当官等は、入札等（入札、競り売り、見積り合わせをいう。以下同じ。）に

参加しようとする者（以下「入札者等」という。）が心得ておくべき事項を明示した資料又はこれに準じる資料（以下「入札心得等」という。）において、「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙第3のとおり。）を示すとともに、入札者等が入札書の提出をもって誓約事項に同意したものである旨を明らかにするものとする。また、契約担当官等は、入札者等に対し、入札書の提出に当たって入札心得等を承諾している旨を入札書に記載させる措置をとるものとする。

なお、入札心得等を定めていない入札等においては、入札に先立ち、入札者等から「暴力団排除に関する誓約書」（別紙第4のとおり。）を提出させるものとする。

- 2 契約担当官等は、前項で定めた「暴力団排除に関する誓約書」の提出を拒否する者があるときは、その者を入札に参加させないものとする。

（入札無効の措置）

第3 契約担当官等は、入札者等が「暴力団排除に関する誓約事項」若しくは「暴力団排除に関する誓約書」の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する行為が認められた場合、当該入札を無効とするものとする。

- 2 契約担当官等は、前項の措置を講ずることを入札心得等により明らかにしなければならない。ただし、入札心得等を定めていない場合は、適宜の方法によりその旨を明らかにするものとする。

（契約解除）

第4 契約担当官等は、第1の「暴力団排除に関する特約条項」に基づく契約解除事由が判明したときは、速やかに契約解除の手続を行うものとする。

（照会手続）

第5 契約担当官等は、入札者等、落札者、既に契約を締結した相手方、再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）になろうとする者又は再請負人等について、排除対象者に該当するか否かを確認するため、必要があるときは当該契約担当官等の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、照会書（別記様式第1号）に参考となる資料を添付のうえ照会するものとする。

- 2 契約担当官等は、本合意書に基づき、入札等又は契約から排除した排除対象者が、排除後に行う入札等について参加を希望した場合であって、必要があると判断したときは、前項の照会を行うものとする。

（回答）

第6 暴力団対策主管課長は、第5の照会を受理したときは、速やかに調査の上、契約担当官等に対し、回答書（別記様式第2号）により回答するものとする。

（通知）

第7 暴力団対策主管課長は、契約担当官等が行う公共事業等の契約について、農林水産省の行う入札等における入札者等、落札者、既に契約を締結した契約の相手方、再請負人等になろうとする者又は再請負人等が排除対象者であると認めたときは、農林水産省大臣官房経理課長に対し、その旨を通知することができる。

（不当介入を受けた場合の措置）

第8 契約担当官等は、契約の相手方に対し、自ら若しくはその補助者又は再請負人等が、暴力団員等による不当要求又は業務妨害を受けたことを認知した場合において、警察への通報及び捜査に必要な協力を行うこと並びに契約担当官等への報告を行うことを義務付けるものとする。

（通報報告を怠った場合の措置）

第9 契約担当官等は、契約の相手方が第8の規定に違反し、警察又は契約担当官等への通報又は報告を怠った事実を確認した場合は、文書による警告又は注意喚起等を行うものとする。

（保護措置等）

第10 暴力団対策主管課長は、本合意書に基づき、契約担当官等が契約解除等を行う場合において、契約担当官等から要請、相談等を受けたときは、契約担当官等と緊密に連携し、関係職員の保護等必要な措置を講じるものとする。

（その他）

第11 暴力団対策主管課長及び契約担当官等は、本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

以上

別記様式は省略

別紙第1 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

1 「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。

法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条）第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

別紙第2 暴力団排除に関する特約条項

契約書（基本形）

（属性要件に基づく契約解除）

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確

約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙第3

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

別紙第4

誓 約 書 (例)

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を提出すること、並びに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書

警察庁丁暴発第115号
19経第1314号
平成19年12月4日

改正 警察庁丁暴発第204号
23経第863号
平成23年9月13日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

露 木 康 浩

農 林 水 産 省 大 臣 官 房 経 理 課 長

山 下 容 弘

農林水産省が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）からの暴力団排除を徹底するため、警察庁と農林水産省は、都道府県警察と農林水産省の部局（発注工事等のある部局をいう。以下同じ。）の間において、下記のとおり、運用が図られるよう取り組むことについて合意する。

記

1 発注工事等からの排除対象の明確化及び排除手続の策定

(1) 排除対象の明確化

農林水産省においては、「「入札・契約手続のより一層の透明性・競争性の確保等について」の運用について」（平成5年6月25日付け5経第950号大臣官房経理課長通知）別紙2の指名基準の運用において、「警察当局から、〇〇長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合等明らかに請負者として不適當であ

ると認められる」業者については、指名しないことを定めているが、以下のとおり解釈を示し、排除対象を明確にする。

ア 暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるもの

「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるもの」とは、「建設工事等契約事務取扱要領標準例の制定について」（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知）第6条に規定する「有資格者」であって、別紙第1に定めるものをいう。

イ 当該状態が継続している場合

「当該状態が継続している場合」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとする。

(2) 有資格者からの排除手続の策定

ア 農林水産省の部局の契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する「契約担当官等」をいう。以下同じ。）は、有資格者について、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるもの（以下「暴力団関係業者」という。）と疑われるときは、暴力団関係業者に該当するか否かについて、当該契約担当官等の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策主管課長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、参考となる資料を添付した文書（別記様式第1号）により照会できるものとする。

イ 暴力団対策主管課長は、前記アによる照会を受けたときは、当該有資格者が暴力団関係業者に該当するか否かについて、契約担当官等に対し、速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

ウ 前記アによる照会以外で、暴力団対策主管課長において、有資格者が暴力団関係業者に該当すると認める事実を確認した場合は、農林水産省大臣官房経理課長に対し、速やかに文書（別記様式第3号）により通知することができるものとする。

エ 暴力団対策主管課長は、前記イにより暴力団関係業者に該当する旨を回答すること又は前記ウにより通報することをもって発注工事等からの排除要請とする。

オ 暴力団対策主管課長は、前記エの排除要請を行ったものについて、その後の事情変更により排除要請をする必要がなくなったときは、契約担当官等に対し、排除要請の取消の通知を文書により行うものとする。

また、契約担当官等は、排除要請があったものの排除の継続又は取消について、暴力団対策主管課長に対し、当該排除要請が行われたときからおおむね1年ごとに文書（別記様式第4号）により確認を行うものとし、暴力団対策主管課長は、速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

カ 契約担当官等は、前記エによる排除要請を受けたとき又は前記オによる排除要請の取消の通知を受けたときは、速やかに部局長（大臣官房にあっては、経理課長とする。以下「部局長」という。）に報告するものとする。当該報告を受けた部局長は、前記エによる排除要請を踏まえ、発注工事等からの指名を行わないこととした場合又は前記オによる通知を踏まえ、発注工事等からの指名を行わないこととし

た取扱いを取り止める場合には、それぞれ、その旨を対象となる有資格者に対して文書（別記様式第5号又は第6号）により通知するとともに、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく入札及び契約に関する情報等の公表について」（平成13年4月27日付け13経第172号大臣官房経理課長通知。以下「情報等公表通知」という。）記の1の(2)に規定する「競争参加資格等に関する事項」に該当するものとして、対象となる有資格者名等の公表（別記様式第7号）を行うものとする。

また、部局長は、別記様式第5号又は第6号の通知及び別記様式第7号の公表を行った場合は、速やかにその旨を契約担当官等に通知するものとする。

なお、発注工事等において、指名を行わない取扱いをしている有資格者の下請等の禁止については、有資格者が指名停止措置を受けた場合と同様に取り扱うものとする。

キ 前記カにより部局長が指名排除を行った場合、契約担当官等は、当該有資格者について、前記カによる指名排除の取消が行われるまでの間、指名停止措置と同等の取扱いをすることにより、契約担当官等の発注工事等から排除するものとする。

(3) 発注工事等の契約からの排除手続の策定

ア 契約条項の定め

契約担当官等は、発注工事等の契約を締結する場合、暴力団関係業者の排除を徹底するため、暴力団関係業者の排除条項を付している「工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年10月24日付け7経第1492号農林事務次官依命通知）の別紙に規定する契約書（以下「工事請負契約書」という。）及び「建設工事に係る設計等業務の請負契約書について」（平成8年2月23日付け8経第263号農林事務次官依命通知）の別紙に規定する契約書（以下「業務請負契約書」という。）を使用するものとする。ただし、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の8第1項ただし書の規定により契約書の作成を省略する場合には、この限りではない。

イ 誓約事項の定め

(ア) 契約担当官等は、入札等（見積り合わせを含む。以下同じ。）に参加しようとする者（以下「入札者等」という。）が心得ておくべき事項を明示した資料（以下「入札心得等」という。）において、「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙第2のとおり。）を示すとともに、入札者等が入札書等（見積書を含む。以下同じ。）の提出をもって誓約事項に同意した旨を明らかにするものとする。この際、契約担当官等は、入札者等に対し、入札書等の提出に当たって入札心得等を承諾している旨を契約担当官等に提出する入札書等に記載させる措置をとるものとする。なお、入札心得等の定めのない契約担当官等においては、入札等に先立ち、入札者等から「暴力団排除に関する誓約書」（別紙第3のとおり。）を提出させるものとする。

(イ) 契約担当官等は、前記(ア)で定めた「暴力団排除に関する誓約書」の提出を拒否

する者があるときは、その者を入札等に参加させないものとする。

ウ 入札等の無効の措置

(ア) 契約担当官等は、入札者等が「暴力団排除に関する誓約事項」若しくは「暴力団排除に関する誓約書」の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反することとなった場合、当該入札書等を無効とするものとする。

(イ) 契約担当官等は、前記(ア)の措置を講ずることを入札心得等により明らかにしなければならない。ただし、入札心得等の定めのない場合は、適宜の方法によりその旨を明らかにするものとする。

エ 照会及び通知の手続

入札者等、落札者、既に契約を締結した相手方、再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負を対象とする。）及び再請負人が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）になるようとする者又は再請負人等について、暴力団関係業者と疑われるときの照会手続及び暴力団関係業者である旨の通知手続については、前記(2)アからエまで準用するものとする。

オ 契約解除

契約担当官等は、工事請負契約書及び業務請負契約書に規定する暴力団関係業者の排除条項に基づく契約解除事由が判明したときは、速やかに契約解除の手続を行うものとする。

カ 契約解除後の措置

契約担当官等は、契約を解除した相手方のうち有資格者については、以後、発注工事等からの指名を行わないこととし、その手続にあつては、前記(2)オ及びカを準用するものとする。

2 暴力団員等による不当介入の通報報告制度の導入

(1) 不当介入を受けた場合における受注者の措置義務について

発注工事等において受注者が暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合、当該受注者に対して、警察への通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと（以下「警察への通報等」という。）及び警察への通報等の内容を具備した適宜の書式により発注者への報告を行うこと（以下「発注者への報告」という。）を義務付けるため、現場説明書の説明事項に次の内容を追加するものとする。

暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 契約担当官等が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固

としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(3) 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(2) 不当介入の通報等を受けた場合の取扱いについて

不当介入に係る通報を受けた都道府県警察は、その内容に応じて、受注者に対処要領を教示するとともに、違法・不当行為については、迅速かつ確実な取締りや暴力団対策法に基づく行政命令の発出及び受注者、部局職員等の関係者への万全な保護対策の徹底を図るものとする。

(3) 受注者が警察への通報等を怠ったと認められる場合の取扱いについて

ア 暴力団対策主管課長は、受注者が発注工事等において暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報等を怠ったと認められる事案を認知した場合は、契約担当官等に対し、速やかに文書（別記様式第8号）により通報するものとする。

イ 契約担当官等は、前記アの通報を受けた場合は、その事実の内容について確認の上、速やかに下記(4)による措置を講ずるとともに、暴力団対策主管課長に対して措置結果を文書（別記様式第9号）により回答するものとする。

(4) 実効性を確保するための措置について

契約担当官等は、前記(3)の確認の結果、警察への通報等及び発注者への報告を怠ったことが確認された場合、速やかに部局長に報告するものとする。当該報告を受けた部局長は、以下の所要の措置を講ずるものとする。

ア 指名停止又は文書注意

暴力団員等による不当介入を受けた受注者が警察への通報等及び発注者への報告を怠った場合は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（昭和59年4月21日付け59経第715号農林水産事務次官依命通達。以下「措置要領」という。）の別表第2第15号に規定する「不正又は不誠実な行為」のうち、「工事請負契約指名停止等措置要領模範例の取扱いについて」（平成3年5月28日付け3経第911号大臣官房経理課長通知）記の7の(7)のイに規定する「著しく信頼関係を損なう行為があった場合」に該当するものとして指名停止を行うものとする。

この場合、指名停止期間については、措置要領第3第3項「情状酌量すべき特別の事由がある」ものとして、原則として2週間とする。

なお、著しく信頼関係を損なう行為に該当するとまではいえず、指名停止を行わない場合は、措置要領第10に基づき、書面による注意の喚起（以下「文書注意」という。）を行うものとする。

イ 工事成績評定への反映

「請負工事成績評定要領の制定について」（平成13年4月27日付け13経第181号大臣官房経理課長通知）に基づき、前記アによる指名停止を受けた者については10点、文書注意を受けた者については8点、工事成績評定点を減点するものとする。

ウ 警察への通報等又は発注者への報告を怠った旨の公表

前記アによる指名停止を受けた者については、情報等公表通知記の1の(7)で公表することとされている指名停止措置に関する事項として、暴力団員等による不当介入を受けた受注者が警察への通報等及び発注者への報告を行うことを怠った旨を明記するものとする。

エ 下請等の禁止

前記アによる指名停止を受けた者については、措置要領第8に規定する下請等の承認をしてはならないものとする。

3 その他

- (1) 前記1及び前記2について、暴力団対策主管課長及び契約担当官等は、本合意書に定めるもののほか、現場の実情に応じて、個別に取り決めるなどの方法により、相互に協力し、緊密な連携の下、積極的な対応を図るものとする。
- (2) 本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、暴力団対策主管課長及び契約担当官等において、その都度協議の上決定するものとする。
- (3) 暴力団対策主管課長は、本合意書に基づき、契約担当官等が契約解除等を行う場合において、契約担当官等から要請、相談等を受けたときは、契約担当官等と緊密に連携し、関係職員の保護等必要な措置を講じるものとする。

別記様式は省略

別紙第1

暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるもの

1 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、次に該当する者をいう。

法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

2 「これに準ずるもの」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

別紙第2

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約いたします。

別紙第3

誓 約 書 (例)

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を提出すること、並びに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

印

※ 個人の場合は、生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は、役員の役職名、氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

経済産業省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書

警察庁丁暴発第276号
平成23・12・28会課第2号
平成23年12月28日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

露 木 康 浩

経済産業省大臣官房会計課長

赤 石 浩 一

警察庁と経済産業省は、同省が行う売買、賃貸借、請負その他の全契約（当該契約に係る下請契約、再委任契約等を含む。以下「公共事業等」という。）からの暴力団排除を徹底するため、都道府県警察と経済産業省各部局の間において下記のとおり運用が図られるよう取り組むことについて合意する。

記

（契約条項の定め）

第1 経済産業省各部局の契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下「契約担当官等」という。）は、公共事業等の契約において、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者（別紙1のとおり。以下「排除対象者」という。）を排除するため、新規に契約を締結する場合には、暴力団排除条項（別紙2のとおり。ただし、契約の性質又は目的等により、適宜変更することができる。）を盛り込んだ契約書を用い、又はこれに準ずる措置を講じるものとする。

（誓約事項の定め）

第2 契約担当官等は、入札等（入札、競り売り、見積り合わせをいう。以下同じ。）に参加しようとする者（以下「入札者等」という。）において、「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙3のとおり。）を示すとともに、入札者等が入札書の提出をもって誓約事項に誓約したものとする旨を明らかにするものとする。また、契約担当官等は、入札者等に対し、入札書の提出に当たって入札心得等を承知している旨を入札書に記載させる措置をとるものとする。ただし、誓約を要しないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、誓約を拒否する者があるときは、その者を入札に参加させ

ず、又は契約を締結しないものとする。

(入札無効の措置)

第3 契約担当官等は、入札に参加しようとする者に関して、第2の誓約に虚偽があった場合、又は誓約に反する行為が認められたときは、同人の入札を無効とするものとする。

2 契約担当官等は、前項の措置を講ずることがある旨を入札心得等により明らかにするものとする。

(契約解除)

第4 契約担当官等は、暴力団排除条項に基づく契約解除事由が判明したときは、速やかに契約解除の手続を行うものとする。

(照会手続)

第5 契約担当官等は、入札に参加しようとする者、契約の相手方になろうとする者、既に契約を締結した相手方、これらの下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、再受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに契約の相手方、下請負人又は再受任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）になろうとする者又は下請負人等について、排除対象者か否かを確認するため必要があるときは、当該契約担当官等の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、参考となる資料を添付した照会書（別記様式第1号）により照会するものとする。

(回答)

第6 暴力団対策主管課長は、第5の照会を受理したときは、速やかに調査の上、契約担当官等に対し、回答書（別記様式第2号）により回答するものとする。

(通知)

第7 暴力団対策主管課長は、経済産業省の行う公共事業等の入札に参加しようとする者、既に契約を締結した相手方、下請負人等になろうとする者又は下請負人等が排除対象者であると認めたときは、同省大臣官房会計課長に対し、その旨を通知することができる。

(不当介入を受けた場合の措置)

第8 契約担当官等は、契約の相手方に対し、相手方本人又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けたことを認知した場合において、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うこと並びに契約担当官等への報告を行うことを契約書等で義務付けるものとする。

(通報報告を怠った場合の措置)

第9 契約担当官等は、契約の相手方が第8の規定に違反し、警察、契約担当官等への通

報又は報告を怠った事実が確認された場合は、文書による警告又は注意喚起等を行うものとする。

(保護措置等)

第10 暴力団対策主管課長は、本合意書に基づき、契約担当官等が契約解除等を行う場合において、契約担当官等から要請、相談等を受けたときは、契約担当官等と緊密に連携し、関係職員の保護等必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第11 暴力団対策主管課長及び契約担当官等は、本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

以上

別記様式は省略

別紙1 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

1 「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。

法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

別紙2 暴力団排除条項（基本形）

（属性要件に基づく契約解除）

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任範囲を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（下請負契約等に関する契約解除）

第3条 乙は、契約後に下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、再受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙3

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任範囲を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約いたします。

国土交通省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書

警察庁丁暴発第345号
国官会第11401号
国営管第204号
国港総第322号
国北予第28号
令和4年8月23日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

安 枝 亮

国土交通省大臣官房会計課長

須 藤 明 夫

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長

船 木 隆

国土交通省港湾局総務課長

上 田 大 輔

国土交通省北海道局予算課長

松 原 英 憲

警察庁と国土交通省は、同省が行う売買、賃貸借、請負その他の全契約（当該契約に係る下請契約、再委託契約等を含む。以下「公共事業等」という。）からの暴力団排除を徹底するため、下記のことについて合意し、令和4年9月1日から運用を開始する。

なお、「国土交通省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書」（平成20年3月3日付け警察庁丁暴発第35号、国官会第1805号）、「国土交通省大臣官房官庁営繕部発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書」（平成22年3月8日付け警察庁丁暴発第32号、国営管第371号）、「国土交通省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」（平成24年3月19日付け警察庁丁暴発第106号、国官会第3165号、国地契第88号、国営管第497号、国港総第700号、国北予第33号）及び各都道府県警察と国

土交通省の各部局との間で締結した暴力団排除の推進に係る合意書（以下「既存合意書」という。）については、本合意書の運用開始をもって、いずれも本合意書に基づく運用に改めるものとする。

記

（指名排除措置）

第1 国土交通省の各部局長及び各長（以下「各部局長等」という。）は、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者（別紙1のとおり。以下「暴力団関係業者」という。）として、警察から当該者を公共事業等から排除することについての要請（以下「排除要請」という。）があった場合（以下、当該排除要請がなされた者を「排除対象者」という。）において、排除対象者が入札参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）であるときは、警察から排除要請の取消しがあるまで排除対象者を指名しない措置（以下「指名排除措置」という。）を講じるものとする。

（入札無効の措置）

第2 国土交通省の各部局の支出負担行為担当官及び契約担当官（分任支出負担行為担当官及び分任契約担当官を含む。以下「支出負担行為担当官等」という。）は、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が心得ておく事項を明示した資料（以下「競争契約入札心得」という。）において、「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙2のとおり）を示すとともに、入札参加者は入札書の提出をもって誓約事項に誓約したものである旨を明らかにするものとする。

2 支出負担行為担当官等は、入札参加者について、誓約違反の事実を認め得るのは、警察からの排除要請があった場合に限るものとし、警察から排除要請があった場合は、当該者の入札を無効とするものとする。

（契約解除）

第3 支出負担行為担当官等は、契約を行う場合は、暴力団関係業者を排除する条項（別紙3のとおり。ただし、契約の性質又は目的等により、適宜変更することができる。以下「暴力団排除条項」という。）を盛り込んだ契約書を用い、又はこれに準ずる措置を講じるものとする。

2 支出負担行為担当官等は、契約の相手方について、警察から排除要請があった場合は、速やかに契約を解除する手続を行うものとする。

（下請等からの排除）

第4 支出負担行為担当官等は、下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。以下同じ。）及び再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。以下同じ。）並びに契約の相手方、下請負人又は再受託者が当該契約の履行に関して締結する全ての契約の相手方をいう。以下同じ。）について、警察から排除要請があった場合は、契約の相手方に対し、又は契約の相手方を通じて当該排除対象者との契約を解除するよう求

めるものとする。

(排除要請の手続)

- 第5 警視庁又は各道府県警察本部の暴力団排除対策を主管する部の長（以下「暴力団対策主管部長」という。）は、有資格者であるか否かにかかわらず、国土交通省の入札又は契約に係る事業者について、暴力団関係業者として排除要請を必要と認める場合は、国土交通省大臣官房会計課長（以下「会計課長」という。）に対し、速やかに文書（別記様式1号）により排除要請を行うものとする。
- 2 会計課長は、前項の排除要請を受けたときは、各部局長等に対し、当該排除要請の写しを添付して通知するものとする。
 - 3 各部局長等は、前項の通知により指名排除措置を講じた場合は、当該有資格者に対し、警察からの排除要請を踏まえ、指名排除措置を行った旨通知するとともに、当該有資格者の商号又は氏名、所在地、代表者、措置年月日、措置の範囲、措置理由、その他必要な事項について、警察からの排除要請の写しとともに公表するものとする。

(照会・回答手続)

- 第6 国土交通省の各部局の契約担当部長等（以下「契約担当部長等」という。）は、有資格者であるか否かにかかわらず、入札又は契約に関する事務の処理に当たり、暴力団関係業者に該当する者であるか確認する必要があるときは、当該部局の区域を管轄する暴力団対策主管部長に対し、参考となる資料を添付した文書（別記様式第2号）により照会するものとする。
- 2 暴力団対策主管部長は、前項に規定する照会を受けたときは、速やかに調査の上、契約担当部長等に対し、文書（別記様式第3号）により回答するものとする。
 - 3 暴力団対策主管部長からの暴力団関係業者に該当する旨の回答は、警察からの排除要請とみなす。
 - 4 契約担当部長等は、第2項の回答により、照会の対象者が暴力団関係業者に該当する者であることが判明した場合は、各部局長等を経由して会計課長に回答文書の写しを添付して通知するものとする。
 - 5 第5第2項及び第3項の規定は、会計課長が前項の通知を受けた場合について準用する。

(指名排除措置の取消手続)

- 第7 暴力団対策主管部長は、排除対象者について、排除要請の取消しを必要と判断したときは、会計課長に対し、速やかに文書により排除要請の取消通知を行うものとする。
- 2 第5第2項及び第3項の規定は、会計課長が前項の通知を受けた場合について準用する。この場合において、「排除要請」とあるのを「排除要請の取消通知」と、「指名排除措置を行った」とあるのを「指名排除措置を取りやめる」と読み替えるものとする。

(再照会・回答手続)

- 第8 会計課長は、排除対象者について、商号変更又は組織変更、合併、会社分割その他

の企業再編により、排除要請があった者の同一性に疑義が生じた場合は、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長（以下「警察庁暴力団対策課長」という。）に対し、文書（別記様式第4号）により照会するものとする。

- 2 契約担当部長等は、入札又は契約に関する事務の処理に当たり、同様の疑義が生じた場合は、暴力団対策主管部長に対し、文書（別記様式第4号）により照会するものとする。
- 3 警察庁暴力団対策課長又は暴力団対策主管部長は、前二項の照会を受けた場合は、速やかに調査の上、それぞれ会計課長又は契約担当部長等に対し、文書（別記様式第5号）により回答するものとする。
- 4 警察庁暴力団対策課長又は暴力団対策主管部長からの暴力団関係業者に該当しない旨の回答は、第7第1項の排除要請の取消通知とみなす。
- 5 契約担当部長等は、前項の回答があった場合は、各部局長等を経由して会計課長に回答文書の写しを添付して通知するものとする。
- 6 会計課長は、指名排除措置の継続又は取消しについて確認する事情が生じた場合は、警察庁暴力団対策課長に対し、文書（別記様式第4号）により照会することができる。
- 7 契約担当部長等は、入札又は契約に関する事務の処理に当たり、同様の事情が生じた場合は、暴力団対策主管部長に対し、文書（別記様式第4号）により照会することができる。
- 8 第3項から第5項までの規定は、前二項の規定による照会についてこれを準用する。

（不当介入を受けた場合の措置）

第9 支出負担行為担当官等は、契約の相手方に対し、自らが、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係業者等（以下「暴力団員等」という。）による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを認知した場合において、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うこと並びに支出負担行為担当官等への報告を行うことを義務付けるものとする。

- 2 暴力団対策主管部長は、暴力団員等による不当介入の通報を受けたときは、その内容を、文書（別記様式第6号）により、速やかに契約担当部長等に通知するものとする。
- 3 契約担当部長等は、暴力団員等による不当介入の報告を受けたときは、その内容を文書（別記様式第7号）により、速やかに暴力団対策主管部長に通知するものとする。
- 4 暴力団対策主管部長は、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報等を怠ったと認められる事案を認知した場合には、文書（別記様式第8号）により、速やかに契約担当部長等に通知するものとする。

（通報又は報告を怠った場合の措置）

第10 各部局長等は、契約の相手方が第9の規定に違反し、警察への通報又は発注者への報告を怠った事実が確認された場合は、情状により、指名停止措置、文書による注意の喚起を行うものとする。

(保護措置等)

第11 警察庁暴力団対策課長及び暴力団対策主管部長は、本合意書に基づき、各部局長等又は支出負担行為担当官等が指名排除措置、契約解除、捜査協力、訴訟対応等を行う場合においては、契約担当部長等又は支出負担行為担当官等と緊密に連携し、関係者の保護等万全の措置を講じるものとする。

2 国土交通省は、排除対象者に関し警察の捜査等が行われるときは、捜査当局の求めに応じ協力するものとする。

(その他)

第12 本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

2 本合意書の運用開始の日より前に入札手続を開始した公共事業等について、本合意書の規定によりがたい場合は、従前の運用とすることを妨げない。

3 本合意書の運用開始の日より前に行われた警察からの排除要請については、既存合意書に基づくものとして、なおその効力を有するものとする。ただし、本合意書の運用開始の日以後における指名排除措置の取消手続等の運用は、本合意書の規定によるものとする。

以上

別記様式は省略

別紙1 暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

1 「暴力団員が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。

法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合は役員、支店若しくは営業所（常時、契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。

2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているときにおける当該法人等。
- (2) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該法人等。
- (3) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているときにおける当該法人等。
- (4) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該法人等。

別紙 2

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合は役員、支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

別紙3 暴力団排除条項（基本形）

（発注者の催告によらない解除権）

第〇条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 七 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

環境省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書

警察庁丁暴発第234号
環境会発第2206011号
令和4年6月1日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長
安 枝 亮

環境省大臣官房会計課長
小 森 繁

警察庁と環境省は、環境省が行う売買、賃借、請負その他の全契約（当該契約に係する下請負契約、再委任契約等を含む。以下「公共事業等」という。）からの暴力団排除を徹底するため、下記のことについて合意し、令和4年6月1日から運用を開始する。

なお、「環境省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書」（平成20年3月7日付け警察庁丁暴発第37号、環境会発第080307001号）及び「環境省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」（平成23年12月27日付け警察庁丁暴発第272号、環境会発第111227003号）については、本合意書の運用開始をもって、いずれも本合意書に基づく運用に改めるものとする。

記

（契約条項の定め）

第1 環境省の契約担当官、支出負担行為担当官、分任契約担当官及び分任支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、公共事業等の契約において、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者（別紙1のとおり。以下「排除対象者」という。）を排除するため、新規に契約を締結する場合には、暴力団排除条項（別紙2のとおり。ただし、契約の性質又は目的等により、適宜変更することができる。）を盛り込んだ契約書を用い、又はこれに準ずる措置を講ずるものとする。ただし、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の8第1項ただし書の規定により契約書の作成を省略する場合には、この限りではない。

（誓約事項の定め）

第2 契約担当官等は、入札に参加しようとする者又は随意契約の相手方となろうとする者（以下「入札者等」という。）に対し交付する入札説明書、企画競争説明書又は募集要領（以下「入札説明書等」という。）において、「暴力団排除に関する誓約事項」

(別紙3のとおり。以下「誓約事項」という。)を示すとともに、入札者等は入札書、提案書、企画書又は参加希望書類(以下「入札書等」という。)の提出をもって誓約事項に誓約したものである旨を明らかにするものとする。

なお、契約担当官等は、入札者等に対し、入札書等の提出に当たって誓約事項を誓約した旨を契約担当官等に提出する入札書等に記載させる措置をとらなければならない。

- 2 契約担当官等は、前項によりがたい場合は、入札又は随意契約に先立ち、入札者等から「暴力団排除に関する誓約書」(別紙4のとおり。以下「誓約書」という。)を提出させ、又は前項に準じた措置をとるものとする。ただし、契約担当官等が誓約書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合において、誓約事項への誓約を拒否する者又は誓約書の提出を拒否する者があるときは、その者を入札に参加させず、又は随意契約の相手方としないものとする。

(入札無効等の措置)

第3 契約担当官等は、入札者等が誓約事項若しくは誓約書の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反することとなった場合、当該者の入札を無効とし、又は随意契約を行わないものとする。

- 2 契約担当官等は、前項の措置を講ずることがある旨を入札説明書等により明らかにするものとする。

(契約解除の措置)

第4 契約担当官等は、暴力団排除条項に基づく契約解除の事由が判明したときは、速やかに契約解除の手続を行うものとする。

(排除対象者の照会)

第5 契約担当官等は、入札者等、既に契約を締結した相手方、下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)、再受任者(再委任以降のすべての受任者を含む。))並びに契約の相手方、下請負人又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)になろうとする者又は下請負人等について、排除対象者か否かを確認するため必要があるときは、当該契約担当官等の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管する課の長(以下「暴力団対策主管課長」という。)に対し、参考となる資料を添付した照会書(別紙5)により照会するものとする。

(排除対象者の回答)

第6 暴力団対策主管課長は、第5の照会を受理したときは、速やかに調査の上、契約担当官等に対し、回答書(別紙6)により回答するものとする。

(排除対象者の通知)

第7 暴力団対策主管課長は、環境省の行う公共事業等に係る契約について、入札者等、既に契約を締結した相手方、下請負人等になろうとする者又は下請負人等が排除対象者であると認めたときは、環境省大臣官房会計課長に対し、その旨を文書(別紙7)により通知することができる。

(不当介入を受けた場合の措置)

第8 契約担当官等は、契約の相手方に対し、契約の相手方自ら又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことを認知した場合において、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うこと、並びに契約担当官等への報告を行うことを義務付けるものとする。

(通報報告を怠った場合の措置)

第9 契約担当官等の所属部局の長は、相手方が第8の規定に違反し、警察への通報及び契約担当官等への報告を怠った事実が確認された場合は、情状により、指名停止措置、文書による警告又は注意喚起等を行うものとする。

(保護措置等)

第10 暴力団対策主管課長は、本合意に基づき、契約担当官等が契約解除等を行う場合において、契約担当官等から要請又は相談を受けた場合は、契約担当官等と緊密に連携し、関係職員の保護等必要な措置を講ずることとする。

(その他)

第11 暴力団対策主管課長及び契約担当官等は、本合意に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

別添5～7は省略

暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

1. 「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。

法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

2. 「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

暴力団排除条項（基本形）

（属性要件に基づく契約解除）

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、再受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（下請負契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当

該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3. 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）、再受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受任者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

暴力団排除に関する誓約書

- 当社
- 私（個人の場合）
- 当団体（団体の場合）は、下記事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3. 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）、再受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受任者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

年 月 日

住所（又は所在地）
社名及び代表者名

- ※ 個人の場合は生年月日を記載すること。
- ※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

別添17

防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書

警察庁丁暴発第89号
経会第4740号
経装第4740号
平成23年 4月15日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

防衛省経理装備局会計課長

防衛省経理装備局装備政策課長

警察庁と防衛省は、防衛省が行う売買、賃貸借、請負その他の全契約（工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）並びに測量及び建設コンサルタント等業務に係るものを除く。）（当該契約に係る下請負契約、再委任契約等を含む。以下「公共事業等」という。）からの暴力団排除を徹底するため、下記のとおり、運用が図られるよう取り組むことについて合意する。

記

（契約条項の定め）

第1 防衛省経理装備局会計課、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部及び各地方防衛局（以下「防衛省各機関」という。）の契約担当官等及び資金契約等担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（昭和18

年防衛庁訓令第108号)第2条に規定する契約担当官等及び資金契約等担当官等(以下「支担官等」という。))は、公共事業等の契約において、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者(別紙第1のとおり。以下「排除対象者」という。))を排除するため、新規に契約を締結する場合には、「暴力団排除に関する特約条項」(別紙第2のとおり。ただし、契約の性質又は目的等により、適宜変更することができる。))を契約書に付すこととする。ただし、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の8第1項ただし書の規定により契約書の作成を省略する場合には、この限りではない。

(誓約事項の定め)

第2 支担官等は、入札に参加しようとする者又は随意契約の相手方となろうとする者(以下「入札者等」という。))が心得ておくべき事項を明示した資料(以下「入札心得」という。))において、「暴力団排除に関する誓約事項」(別紙第3のとおり。))を示すとともに、入札者等は入札書又は見積書(以下「入札書等」という。))の提出をもって誓約事項に誓約したもとの旨を明らかにするものとする。この際、支担官等は、入札者等に対し、入札書等の提出に当たって入札心得を承諾している旨を支担官等に提出する入札書等に記載させる措置をとらなければならない。

2 防衛省各機関のうち、入札心得の定めのない機関においては、入札又は随意契約に先立ち、入札者等から「暴力団排除に関する誓約書」(別紙第4のとおり。))を提出させ、又は前項に準じた措置をとるものとする。

3 前2項の場合において、「暴力団排除に関する誓約事項」への誓約を拒否する者又は「暴力団排除に関する誓約書」の提出を拒否する者があるときは、その者を入札に参加させず、又は随意契約の相手方としないものとする。

(入札無効等の措置)

第3 支担官等は、入札者等が「暴力団排除に関する誓約事項」若しくは「暴力団排除に関する誓約書」の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反することとなった場合、当該入札を無効とし、又は随意契約を行わないものとする。

2 支担官等は、前項の措置を講ずることがある旨を入札心得及び入札公告により明らかにしなければならない。ただし、入札心得の定めのない場合は、適宜の方法によりその旨を明らかにするものとする。

(契約解除の措置)

第4 支担官等は、「暴力団排除に関する特約条項」に基づく契約解除の事由が判明

したときは、速やかに契約解除の手続きを行うものとする。

(排除対象者の照会)

第5 支担当等は、入札者等、契約を締結する相手方、契約の相手方、下請負者等(下請負者(再下請負者以降の全ての下請負者を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び下請負者若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)になろうとする者又は下請負者等について、排除対象者か否かを確認するため必要があるときは、当該支担当等の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長(以下「暴力団対策主管課長」という。)に対し、入札公告、入札書等及び契約書等の参考となる資料を添付した照会書(別記様式第1)により照会するものとする。

(排除対象者の回答)

第6 暴力団対策主管課長は、第5の照会を受理したときは、速やかに調査の上、支担当等に対し、回答書(別記様式第2)により回答するものとする。

(排除対象者の通知)

第7 暴力団対策主管課長は、防衛省の行う公共事業等に係る契約について、入札者等、契約を締結する相手方、契約の相手方、下請負者等になろうとする者又は下請負者等が排除対象者であると認めたときは、防衛省経理装備局会計課長及び装備政策課長に対し、その旨を文書(別記様式第3)により通知することができる。

(不当介入を受けた場合の措置)

第8 支担当等は、契約の相手方に対し、契約の相手方自ら又は下請負者等が、暴力団員等による不当介入を受けたことを認知した場合において、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うこと、並びに支担当等への報告を行うことを義務付けるものとする。

(通報報告を怠った場合の措置)

第9 支担当等は、契約の相手方が第8の規定に違反し、警察への通報及び支担当等への報告を怠った事実が確認された場合は、文書による警告又は注意喚起等を行うものとする。

(保護措置等)

第10 暴力団対策主管課長は、本合意に基づき、支担当等が契約解除等を行う場合において、支担当等から要請又は相談を受けた場合は、支担当等と緊密に連携し、関係職員の保護等必要な措置を講ずることとする。

(その他)

第11 暴力団対策主管課長及び支担当等は、本合意に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

別記様式は省略

暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

1 「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。

法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

暴力団排除に関する特約条項

甲及び乙は、暴力団排除に関し、次の特約条項を定める。

(属性に基づく契約解除)

第1条 甲は、警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長(以下「暴力団対策主管課長」という。)への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。)及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意するものとする。

(行為に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「排除対象者」という。)を下請負者等(下請負者(再下請負以降の全ての下請負者を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(下請負者等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼう

うゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

暴力団排除に関する誓約書

当社

私(個人の場合)

当団体(団体の場合) は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適切な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記について、誓約いたします。

年 月 日

住所(又は所在地)

会社名及び代表者名

防衛省が発注する工事等からの暴力団排除に関する合意書

警察庁丁暴発第87号
経施第6992号
平成20年6月5日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

防衛省経理装備局施設整備課長

防衛省が発注する工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）並びに測量及び建設コンサルタント等業務（以下「工事等」という。）からの暴力団排除を推進するため、警察庁と防衛省は、都道府県警察と地方防衛局及び地方防衛支局（以下「地方防衛局等」という。）において、下記のとおり、運用が図られるよう取り組むことについて合意する。

記

1 防衛省が発注する工事等から暴力団を排除するための連絡体制等

防衛省が発注する工事等からの暴力団排除を推進するため、都道府県警察から暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる業者（以下「暴力団関係業者」という。）として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があった業者等、明らかに請負者等として不相当であると認められる業者については、当該状態が継続している間、防衛省が発注する工事等から排除するものとし、その実施に係る都道府県警察と地方防衛局等の連絡体制等は以下のとおりとする。

- (1) 発注者が、建設工事競争参加有資格者名簿又は測量及び建設コンサルタント等競争参加有資格者名簿に記載されている者（以下「有資格業者」という。）に関し、暴力団関係業者と疑われる何らかの実態、行為等の情報を得たときは、当該有資格業者が暴力団関係業者に該当するか否かについて、地方防衛局会計課長等（北海道防衛局、東北防衛局及び近畿中部防衛局の総務部会計課長並びに北関東防衛局、南関東防衛局、中国四国防衛局、九州防衛局及び沖縄防衛局の総務部契約課長並びに帯広防衛支局

及び熊本防衛支局の総務課長並びに東海防衛支局会計課長をいう。以下同じ。)を經由して当該部局の区域を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策主管課長(以下「暴力団対策主管課長」という。)に対し、文書(別記様式第1号)により照会できるものとする。

- (2) 暴力団対策主管課長は、有資格者に関し、暴力団関係業者に該当すると認める事実を確認した場合には、当該事実の確認された区域を管轄する地方防衛局会計課長等に対し、速やかに文書(別記様式第2号)により通報することができるものとする。
- (3) 暴力団対策主管課長が1(1)による照会を受けたときは、当該有資格業者が暴力団関係業者に該当するか否かについて、地方防衛局会計課長等に対し速やかに文書(別記様式第3号)により回答するものとする。
- (4) 1(2)に規定する通報又は1(3)に規定する回答をもって、暴力団対策主管課長が地方防衛局会計課長等に対し、当該暴力団関係業者について排除要請を行ったものとする。

地方防衛局長又は地方防衛支局長は、この要請があった業者等、明らかに請負者等として不相当であると認められる業者については、別に定められる手続に従い、防衛省が発注する工事等から排除するものとする。

- (5) 暴力団対策主管課長は、1(4)の排除要請を行った暴力団関係業者について、その後の事情変更により排除する必要がなくなった場合には、地方防衛局会計課長等に対し、排除要請の取消しを通知するものとする。
- (6) 発注者は、排除要請のあった暴力団関係業者の排除の継続又は取りやめについて、当該排除要請が行われたときからおおむね1年ごとに、地方防衛局会計課長等を経由して暴力団対策主管課長に対し、文書(別記様式第4号)により確認を行うものとし、暴力団対策主管課長は、速やかに文書(別記様式第3号)により回答するものとする。

2 請負者等が暴力団員等から不当介入を受けた場合の連絡体制等

防衛省が発注する工事等の請負者等が暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者(以下「暴力団員等」という。)から地元対策費名目等での金品の要求や暴力団関係業者を下請等として使用することの要求等の不当要求又は現場事務所を損壊する等の妨害行為(以下「不当介入」という。)を受けた場合、当該請負者等に対して、都道府県警察への通報及び捜査上必要な協力並びに発注者への報告を行うこと(以下「都道府県警察への通報等」という。)を義務付けることとし、その実施に係る都道府県警察と地方防衛局等の連絡体制等は以下のとおりとする。

(1) 都道府県警察が不当介入の通報を受けた場合の取扱いについて

防衛省が発注する工事等の請負者等が、暴力団員等から不当介入を受け、都道府県警察にその旨を通報した場合には、都道府県警察は、その内容に応じて、請負者等に対処要領を教示するとともに、違法・不当行為については、迅速かつ確実な取締りや暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に基づく行政命令の発出、請負者等及び発注者の万全な保護対策の徹底を図るものとする。

- (2) 請負者等が都道府県警察への通報等を怠ったと認められる場合の取扱いについて
- ア 暴力団対策主管課長は、防衛省が発注する工事等の請負者等が暴力団員等から不当介入を受けたにもかかわらず都道府県警察への通報や捜査上必要な協力を行うことを怠ったと認められる事案を認知した場合には、地方防衛局会計課長等に対し、速やかに文書（別記様式第5号）により通報するものとする。
 - イ 発注者は、2（2）アの通報を受けた場合には、その事実の内容について確認の上、速やかに所定の措置を講ずるとともに、地方防衛局会計課長等を経由して暴力団対策主管課長に対し、措置結果を文書（別記様式第6号）により回答するものとする。

3 その他

暴力団対策主管課長及び地方防衛局会計課長等は、本合意書に定めるもののほか、現場の実情に応じて個別に取り決める等の方法により、相互に協力し、緊密な連携の下、暴力団排除を推進するものとする。

別記様式は省略